

令和8年度松本市ふるさと起業家応援事業 起業家育成・支援  
業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度松本市ふるさと起業家応援事業 起業家育成・支援業務委託

2 趣旨

本業務は、過疎化・高齢化が著しい安曇・奈川地区において、地域課題の解決に資する起業又は新規事業を創出する人材を育成・支援することにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図り、将来的な定住人口の増加につなげることを目的とするもの。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、次の業務を一体的かつ段階的に実施すること。

(1) 起業に係る講座、セミナー等の実施

ア 地域課題を事業アイデアへ転換するための実践的講座を企画・運営すること。

イ 講座は、次の内容を含むこと。

- (ア) 解決したい地域課題と生み出したい社会的価値の整理
- (イ) 事業として成立させるための基本構造の整理
- (ウ) ビジネスモデル構築の基礎
- (エ) 事業収支の構造及び損益の基礎理解
- (オ) 事業計画骨子の作成

ウ 講座終了時点で、参加者が事業アイデアを言語化し、事業計画の基礎資料を作成できる到達目標を設定すること。

エ 成果発表の機会の設定

- (ア) 年度内に、参加者が取り組んだ内容や事業計画等を共有する成果発表又は振り返りの機会を設けること。
- (イ) 必要に応じて、外部専門家等からの講評や助言を得られる構成とすること。

オ 講座開催期間は3ヵ月程度とし、全6回を目安に実施すること。

カ 受講人数は10名程度とすること。

(2) (1)で創出した事業アイデアの事業化に向けた個別伴走支援及びコミュニティ形成

ア 講座参加者それぞれに対し、期間中月1～2回程度の個別伴走支援を実施すること。

イ 伴走支援は、参加者が掲げた事業アイデアの実現可能性を高めることを目的とし、次の内容を含むこと。

- (ア) 事業内容の具体化
- (イ) 収支計画の精緻化

- (ウ) 実行スケジュールの策定
  - (エ) 想定リスクの整理
- ウ 参加者同士が継続的につながるコミュニティ形成の仕組みを構築すること。

## 5 業務報告書の提出

- (1) 報告書は紙での納品のほかに、電子データでも納品すること。
- (2) 報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

## 6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は最終報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、打合せの内容を記録し、委託者の求めに応じ、委託者へ提出すること。
- (3) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (7) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (8) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (9) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

## 8 担当

担 当 松本市役所総合戦略局アルプスリゾート整備本部 小暮

TEL 0263-94-2307

FAX 0263-94-2567

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。